

# 令和7年度国立大学法人等施設整備の方向性

令和6年5月17日

国立大学法人等施設整備に関する検討会決定

## 1. 基本的な考え方

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設は、創造性豊かな人材養成、独創的・先端的な学術研究の推進等、国立大学法人等の使命を果たすための基盤であり、その施設の整備充実を図っていくことは、我が国の未来を拓き、我が国を成長・発展へと導くものである。

また、昨今の予測困難な社会情勢にあっては、国立大学法人等は本来の役割である教育研究機能の強化とともに、それによる地域・社会・世界への貢献や、新たな価値の提供がより一層求められている。そのためには、国立大学法人等が、知と人材の集積拠点として、様々なステークホルダーとの連携による創造活動を展開する「共創」の拠点となることが期待されている。

今後の国立大学法人等の施設整備に当たっては、令和3～7年度を計画期間とする「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」（令和3年3月31日文科科学大臣決定）に基づき、保有する建物の総面積の抑制を図りつつ既存施設を最大限活用することとし、必要な改修を適切な時期に実施することにより、安全性を確保しつつ100年程度の長寿命化のライフサイクルへの転換を目指す。また、DXの加速化やカーボンニュートラルへの対応等のGXの推進、多様性への配慮、グローバル化をはじめとする社会・国際情勢の変化や、国立大学法人等に求められる教育研究活動への対応に必要な機能を強化するほか、令和5年6月に決定された「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）<sup>\*</sup>」を踏まえ、国立大学法人等の施設整備に係るPFI事業及

<sup>\*</sup> PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）

### 3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

#### （2）重点分野と目標

#### ii) 各重点分野における取組

#### ⑦大学施設

令和8年度までに5件の具体化を目標とする。さらに、従来型のPPP/PFI事業も含め、令和13年度までに30件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈文部科学省〉

- ・収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等の推進のため、導入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助などにより、国立大学法人等の取組を支援する。また、先行事例の周知や更なる案件候補の創出に向けたトップセールス等、積極的な取組を進める。（令和4年度開始、令和5年度強化）〈文部科学省〉
- ・施設整備補助の交付に際し令和4年度より原則としてPFI実施を要件化した一定規模を超える新築・改築事業の円滑な実施に向けて、国立大学法人等に対する伴走支援を行う等、取組を着実に進める。（令和4年度開始、令和5年度強化）〈文部科学省〉

び公共施設等運営事業を推進する。こうした取組を通じて、キャンパス全体の「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の実現を目指す。

令和7年度の国立大学法人等の施設整備については、以下のとおり推進する。

### **(1) 安全・安心の確保**

- 経年45年以上の未改修建物を中心に、耐震対策（非構造部材を含む）や防災機能強化に配慮しつつ、効率的な長寿命化ライフサイクルを実現するための老朽改修を推進
- 法定耐用年数の2倍を超える基幹設備（ライフライン）を中心に計画的な更新を推進

### **(2) 機能強化等への対応**

- 老朽改修等に併せて実施する、キャンパスのイノベーション・コモンズ化に資する整備を推進
  - ・ 学修者を中心にとらえた人材育成、研究の活性化等、多様な学生・研究者や異なる研究分野の「共創」を促進し、教育研究の高度化・多様化・国際化に貢献する施設整備
  - ・ 大学や高専等の知を活用して地域や社会の課題を解決するための活動等、地域・産業界との「共創」により、地方創生や地域防災、新事業の創出等に貢献する施設整備

※例えば、DX・GX等の成長分野の人材育成・研究強化に伴う環境整備（ソフト・ハード一体となった取組への支援）や、世界から優れた学生や教員を呼び込むためのキャンパスの質及び魅力の向上（戦略的リノベーションを軸とした質及び魅力の向上）、産学官連携による更なる取組の推進、建物の整備と一体的に行う多様性に配慮した改修整備等の視点にも留意

- 附属病院施設については、事業の継続性を十分踏まえつつ整備を推進

### **(3) カーボンニュートラルに向けた取組**

- 大学等施設を活用した省エネ等に資する研究成果の実証実験や、建物の新增改築、老朽化した施設の改修によりZEB（建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物）の達成を目指す取組等、カーボンニュートラルの実現に向け社会の先導モデルとなる徹底した省エネルギー対策を図った施設整備を推進

なお、推進に当たっては、政府の高等教育政策や科学技術・イノベーション政策に関する動向、「教育未来創造会議 第一次提言」（令和4年5月）及び「教育未来創造会議 第二次提言」（令和5年4月）、「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」(令和6年3月)、今後策定される「経済財政運営と改革の基本方針」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 フォローアップ」、「統合イノベーション戦略」をはじめとした政策の動向、また「国土強靱化基本計画」を踏まえた安全性の確保、令和2年度に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、

「イノベーション・commons（共創拠点）」の実現に向けて」（令和4年10月）や「我が国の未来の成長を見据えた「イノベーション・commons（共創拠点）」の更なる展開に向けて」（令和5年10月）、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和4年3月）、附属学校については「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和4年3月）等にも留意する\*。

あわせて、「PPP/PFI 推進アクションプラン」等を踏まえ、一定規模を超える新築・改築事業については、PFIによる整備を原則とするほか、新たな官民連携による整備手法を推進する。

## 2. 概算要求事業の評価について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、各国立大学法人等から要望された概算要求事業について、以下の考え方に基づき評価を行う。具体的な評価方法については、別添に示す。

- (1) 要求事業ごとに行う整備内容及び施設マネジメントに関する評価（個別評価）並びに、多様な財源による整備状況及び適正な事業執行等に関する法人ごとの評価（全体評価）を行い、両評価の結果を踏まえた総合評価を行う。
- (2) 病院事業については、先端医療・地域医療等に対応した教育・研究・診療機能と経営基盤の強化等に資するため、(1)を踏まえた上で、各大学附属病院の特徴や地域特性を考慮し、医療等の変化に対応できる病院施設の整備を推進する計画になっているか評価する。併せて、新たな感染症や災害等の不測の事態が発生した場合においても医療活動を継続するために必要な整備計画となっているか評価する。
- (3) PFI事業については、(1)に加えて、「国立大学法人等におけるPFI事業の考え方」及び「PFI事業評価基準」に基づき、PFIに係る事項について評価する。

## 3. 概算要求事業及び予算案事業の選定について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、概算要求段階においては「令和7年度概算要求における事業選定の考え方」、予算編成段階においては「令和7年度予算案における事業選定の考え方」をそれぞれ決定する。両決定及び上記2.に従い検討会が実施する令和7年度概算要求事業の評価結果に基づき、予算の状況等を考慮の上、各段階において事業を選定する。

---

\* 「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」（令和5年3月17日付け事務連絡）を踏まえ、必要な施設の整備についても検討すること。